

平成21年 第4回

さつま町議会会議録

平成21年5月1日 開会

さつま町議会

平成21年第4回さつま町議会臨時会審議結果

平成21年5月1日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
選挙 2	議長の選挙	H21.05.01	H21.05.01	当選決定	—
3	副議長の選挙	〃	〃	当選決定	—
発議 3	さつま町議会委員会条例の一部改正 について	〃	〃	原案可決	—
4	さつま町議会会議規則の一部改正に ついて	〃	〃	原案可決	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員 の選任	〃	〃	決 定	—
	議長の常任委員会委員の辞任の件	〃	〃	許 可	—
議案 43	専決処分の承認を求めることについ て（さつま町税条例の一部改正につ いて）	〃	〃	承 認	—
44	専決処分の承認を求めることについ て（さつま町国民健康保険税条例の 一部改正について）	〃	〃	承 認	—
45	専決処分の承認を求めることについ て（平成20年度さつま町一般会計 補正予算（第11号））	〃	〃	承 認	—
46	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
47	さつま町教育委員会委員の任命につ いて	〃	〃	同 意	—
48	さつま町教育委員会委員の任命につ いて	〃	〃	同 意	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決 定	—
					—

平成21年第4回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年5月1日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山大議員	2番	東哲雄議員
3番	麥田博稔議員	4番	米丸文武議員
5番	川口憲男議員	6番	新改秀作議員
7番	平八重光輝議員	8番	平田昇議員
9番	舟倉武則議員	10番	岩元涼一議員
11番	内之倉成功議員	12番	柏木幸平議員
13番	楠木園洋一議員	14番	内田芳博議員
15番	桑園憲一議員	16番	市來修議員
17番	新改幸一議員	18番	木下敬子議員
19番	木下賢治議員	20番	中尾正男議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	丸田忠君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	福満隆徳君
副町長（総務）	宮之脇尚美君	教委総務課長	山口正展君
副町長（経済）	山下彦志君	建設課長	脇黒丸猛君
税務課長	下市真義君	商工観光課長	前田淳三君
健康増進課長	楠木園建雄君	農政課長	赤崎敬一郎君
総務課長	湯下吉郎君	耕地林業課長	山口良一君
財政課長	二階堂清一君		
企画広報課長	中村慎一君		
福祉課長	日高昭治君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第 2 号 議長選挙

(第 1 号の追加 1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 発議第 3 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について
- 第 7 発議第 4 号 さつま町議会会議規則の一部改正について
- 第 8 常任委員会委員の選任
- 第 9 議会運営委員会委員の選任
- 第 10 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 11 議長の常任委員会委員の辞任の件
- 第 12 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第 13 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 14 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度さつま町一般会計補正予算 (第 11 号))
- 第 15 議案第 4 6 号 さつま町監査委員の選任について
- 第 16 議案第 4 7 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 17 議案第 4 8 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 18 議員派遣の件
- 第 19 閉会中の継続調査について

○議会事務局長（和気 純治君）

皆さん、おはようございます。事務局長の和気でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の平田昇議員を御紹介いたします。

平田昇議員、議長席のほうにお着きくださいますようお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（平田 昇議員）

ただいま紹介されました平田です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく申し上げます。

△開 会 午前9時31分

○臨時議長（平田 昇議員）

ただいまから、平成21年第4回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○臨時議長（平田 昇議員）

これから、本日の会議を開きます。

△日程第1「仮議席の指定」

○臨時議長（平田 昇議員）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時32分

〔全員協議会が開催され、議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前10時13分

○臨時議長（平田 昇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2「選挙第2号 議長の選挙」

○臨時議長（平田 昇議員）

日程第2「選挙第2号 議長の選挙」を行います。選挙は、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（平田 昇議員）

ただいまの出席議員数は、20名です。

次に、立会人を指名します。立会人に森山大議員及び米丸文武議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

[投票用紙配布]

○臨時議長（平田 昇議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（平田 昇議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○臨時議長（平田 昇議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

[議員順次投票]

○臨時議長（平田 昇議員）

投票漏れは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（平田 昇議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。森山大議員と米丸文武議員の開票立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（平田 昇議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、東哲雄議員4票・平八重光輝議員1票・平田昇議員2票・舟倉武則議員5票・内田芳博議員1票・中尾正男議員7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5票です。したがって、中尾正男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（平田 昇議員）

ただいま、議長に当選されました中尾正男議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

[中尾 正男議員 登壇]

○中尾 正男議員

ただいま議長の選挙におきまして、6名の立候補の中で7票というたくさんの票をいただいて議長に当選をさせていただきました。本当に身の引き締まる思いであります。

私は、議会活動を今までの経験を通して、本当に議長職というものにこだわりを持ってやってきた者ではございません。どちらかというと、向こう側に座っておって、そのほうが、議会活動が生きがい求めてやってきた者であります。

議長職というものに今回立候補させていただいたのは、たくさんの方の後押しがございました。どうしても負けられないと思って精一杯のことはやったつもりでございます。皆さんの御協力をいただきまして、さつま町議会が本当に一体感を持って新しいまちづくりに取り組んでいけるよ

うに私も精一杯努力をいたします。皆さん方の御協力をお願いしまして、当選の受理のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

〔中尾 正男議員 降壇〕

○臨時議長（平田 昇議員）

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

中尾正男議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩します

休憩 午前10時25分

〔新議長着席〕

〔追加議事日程配付〕

再開 午前10時27分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日のこれからの日程は、お手元にお配りいたしました追加議事日程のとおりであります。

△日程第1「議席の指定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

△日程第2「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、川口憲男議員及び新改秀作議員を指名します。

△日程第3「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時28分

〔全員協議会が開催され、副議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前10時43分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4「選挙第3号 副議長の選挙」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「選挙第3号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの出席議員数は、20名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岩元涼一議員及び柏木幸平議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○議長（中尾 正男議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（中尾 正男議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○議長（中尾 正男議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。岩元涼一議員と柏木幸平議員の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（中尾 正男議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、木下賢治議員15票、市來修議員5票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、5票です。したがって、木下賢治議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま副議長に当選されました木下賢治議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

[木下 賢治議員 登壇]

○木下 賢治議員

議員各位の御理解をいただきましたことに、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

先ほども申しましたけれども本当に今期の私たち議会に求められることは、さらなる議会の活性化ということではないかと思えます。そういう意味で、議会が元気になれば元気になるほど、いろんな問題が多くなることは当然かと思えます。

そういう中で、私は議会の潤滑油としてそういう立場で常に狭間に立って議会の活性化の助力となり、また、中尾議長の補佐役として一生懸命努めます。皆さん方の駒使いとして今後も頑張りますので、よろしく願い申し上げます。誠にありがとうございました。（拍手）

[木下 賢治議員 降壇]

○議長（中尾 正男議員）

しばらく休憩いたします。再開は、概ね11時10分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 9分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5「議席の一部変更」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議席の一部変更」を行います。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

申し合わせに基づき、議長の議席を20番に、副議長の議席を19番とします。

したがって、20番、新改幸一議員の議席を17番に、19番、内之倉成功議員の議席を11番に、11番、木下賢治議員の議席を19番に、それぞれ変更します。

変更された議席に、お着き願います。

[変更後の議席へ移動着席]

△日程第6「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正
について」、日程第7「発議第4号 さつま町議会会議規則
の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第6「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」及び日程第7「発議第4号 さつま町議会会議規則の一部改正について」の発議2件を一括議題とします。
趣旨説明を求めます。

〔内之倉 成功議員 登壇〕

○内之倉 成功議員

ただいま議題となりました「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」及び「発議第4号 さつま町議会会議規則の一部改正について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

提出者は、さつま町議会議員、内之倉成功であります。賛成者は、同じく桑園憲一議員、木下敬子議員、新改幸一議員であります。

次に、提案理由及び改正の内容について御説明いたします。

まず、「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」であります。本町議会の議員定数が20人となったことに伴い、常任委員会について委員の定数を改正しようとするものであります。

第2条について、総務常任委員会の委員定数を9人から7人に、文教厚生常任委員会の委員の定数を8人から6人に、建設経済常任委員会の委員の定数を9人から7人に、それぞれ改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、「発議第4号 さつま町議会会議規則の一部改正について」の提案理由及び改正の内容について御説明いたします。

本町議会の議員定数が20人となったことに伴い、議事に関する成立要件について、成立に必要な人数を改正しようとするものであります。

第9条、第19条、第37条、第81条、第82条、第87条及び第88条の会議時間、一括議題、表決に関する異議申し立て及び要求の成立に要する人数について、3人以上から2人以上に改めようとするものであります。

また、第14条、第17条の議案の提出、修正の動議提出に要する賛成者の人数を、同じく3人以上から2人以上に改めようとするものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で提案の趣旨説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

〔内之倉 成功議員 降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号の発議2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号及び発議第4号の発議2件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これより質疑に入ります。発議第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

なければ本案の審議を一応中止しておきます。

次に、発議第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

なしと認めます。

それでは、ただいままで審議を中止しておきました発議第3号及び発議第4号の発議2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これからただいまの発議2件について、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議2件を一括して採決します。

お諮りします。「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」及び「発議第4号 さつま町議会会議規則の一部改正について」の発議2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「発議第3号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」及び「発議第4号 さつま町議会会議規則の一部改正について」の発議2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△日程第8「常任委員会委員の選任」

○議長（中尾 正男議員）

日程第8「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件については、申し合わせにより議員各位から希望をとり、これに基づいて定数との調整を行い指名したいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

〔常任委員会構成の最終調整〕

再開 午前11時20分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務常任委員に新改秀作議員、平八重光輝議員、舟倉武則議員、木下賢治議員、市來修議員、木下敬子議員及び私、中尾議員、以上の7名であります。

文教厚生常任委員に森山大議員、川口憲男議員、岩元涼一議員、楠木園洋一議員、内之倉成功議員及び新改幸一議員、以上の6名であります。

建設経済常任委員に東哲雄議員、麥田博稔議員、米丸文武議員、柏木幸平議員、内田芳博議員、桑園憲一議員及び平田昇議員、以上の7名であります。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから各常任委員会を招集します。各常任委員会の場所を次のとおり定めます。

総務常任委員会は第2委員会室、文教厚生常任委員会は第1委員会室、建設経済常任委員会は議長応接室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

〔各常任委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午後 1時 4分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務常任委員長に新改秀作議員、総務常任副委員長に木下敬子議員、文教厚生常任委員長に岩元涼一議員、文教厚生常任副委員長に内之倉成功議員、建設経済常任委員長に米丸文武議員、建設経済常任副委員長に桑園憲一議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△日程第9「議会運営委員会委員の選任」

○議長（中尾 正男議員）

日程第9「議会運営委員会委員の選任」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項に基づいて、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会運営委員会委員に木下賢治議員、新改秀作議員、平八重光輝議員、

岩元涼一議員、川口憲男議員、米丸文武議員、柏木幸平議員の以上の7名をそれぞれ指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会運営委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めます。しばらく休憩します。

休憩 午後 1時 6分

〔議会運営委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午後 1時22分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員長に柏木幸平議員、議会運営副委員長に平八重光輝議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△日程第10「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第10「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集発行のため、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会広報特別委員会委員に新改秀作議員、木下敬子議員、岩元涼一議員、新改幸一議員、米丸文武議員、平田昇議員の以上の6名をそれぞれ指名したいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会広報特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会広報特別委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定め、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時24分

〔議会広報特別委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午後 1時43分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員会委員長に新改幸一議員、議会広報特別委員会副委員長に平田昇議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△日程第11「議長の常任委員会委員の辞任の件について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第11「議長の常任委員会委員の辞任の件について」を議題とします。

本議案の審議につきまして、私は、地方自治法第117条の除斥に該当いたしますので、副議長と交代し、退席いたします。

〔議長 退場〕

〔副議長 議長席着席〕

○副議長（木下 賢治議員）

中尾正男議長から、都合により総務常任委員会委員を辞任したいとの申し入れがあります。お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。

したがって、中尾正男議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで、中尾正男議長の入場を許し、議長と交代します。

〔議長 入場着席〕

○議長（中尾 正男議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時24分

〔全員協議会が開催され、監査委員の選出が行われる〕

〔執行部 入場着席〕

再開 午後 1時43分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」、日程第13「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて」、日程第14「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（中尾 正男議員）

日程第12「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」から日程第14「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

皆様こんにちは。改選後初めての議会でございますので、提案理由を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る4月19日に執行されました任期満了に伴う町長選挙におきまして2代目さつま町の町長に当選させていただきました。まことに光栄に存じますとともに、私に課せられました責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

皆様方におかれましても、激戦を勝ち抜かれまして当選の栄によくされましたこと、誠にありがとうございます。

新町さつま町が誕生して4年が経過し、一定の基礎固めはできつつあるものの今般の金融危機に端を発した世界同時不況によりまして、景気が悪化し地域経済はさらに厳しさを増しております。本町の財政への影響も大きなものがあります。

それだけに不退転の決意と覚悟を持ってこの難局を乗り越え、みんなが夢と希望の持てる元気なまちを目指してまいります。

また、選挙に申しあげました4つの戦略を重点目標に誠実・公正・透明性の高い町政、住民視点・現地・現場主義による対話と協働の町政、効率とスピード重視の町政を基本姿勢として積極果敢に取り組んでまいりたいと考えてございます。

中尾議長を初めとして議員各位におかれましては、町政運営に一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それではただいま上程されました議案3件の提案の理由を申し上げます。

まず「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について急を要したため、地方自治法第179条

第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

次に、「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきましても地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

次に、「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきましては、平成20年度さつま町一般会計補正予算（第11号）について急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

以上3件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○**税務課長（下市 真義君）**

それでは内容の御説明を申し上げます。議案集の43の1ページでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○**税務課長（下市 真義君）**

それでは議案集の44の1ページでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○**財政課長（二階堂清一君）**

「議案第45号 専決第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○**議長（中尾 正男議員）**

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第43号から議案第45号までの議案3件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第45号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第43号 について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

本案の審議を、一応中止しておきます。

次は、議案第44号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

本案の審議も、一応中止しておきます。

次は、議案第45号について質疑はありませんか。

○**桑園 憲一議員**

繰越明許費の設定の中で、定額給付金事業について若干お尋ねを申し上げたいと思いますが、

現在の事務作業の状況と、これをいつごろ目処で終了予定なのか、あるいは異動等によって申請漏れがないようにどのような措置を講じられているのか、そこあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それから、子育て応援特別手当交付金事業、これにつきましては多分3月議会でいろいろる説明があったかと思うんですが、町内で何件ほどの対象があるのか、そこあたりをお示し願いたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

定額給付金の事務処理状況でございますが、3月から通知事務を行っておりまして、今回明許繰越の中で出てきておりますのは、支払い関係に係る部分でございます。4月28日から支給をいたしておりますが、口座への振替えを行っておりますが、本日5月1日現在で9,965件、3億7,583万6,000円、これの振替えを行っているところでございます。

大体件数にいたしまして91万、それから、金額にいたしまして92万あまりといったようなところでございます。

残り1,800件余り2,700万程度がまだ申請手続中、もしくはまだ未申請といったようなことでございます。これにつきましては申請期間が4月1日から始めておりますので、6カ月間、10月1日までということでございます。これにつきましては追って手続がなされるものというふうに考えております。

それから、異動等による分でございますが、これにつきましては2月1日付の住基台帳に伴います住所地に発送いたしておりますので、そのあと、異動があった部分につきましては、3月中旬で住所地を押さえておりますので、その時点での住所地に発送いたしておりますが、異動等で変わった部分につきましては順次問い合わせがございまして、問い合わせがあった分につきましては転送等をいたしております。

ただ、発送をしました申請書につきましては、宛先不明で返ってきているのが44件だけでございますので、ほとんどのものはお手元に届いている状況であるというふうに判断をいたしております。

○福祉課長（日高 昭治君）

ただいま子育て応援特別手当の関係で御質問がありましたが、この手当につきましては国の生活対策の一環ということで、多子世帯の幼児期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置ということになります。

幼児期の第2子以降の子ども1人当たり3万6,000円を支給するというものであります。対象となる子どもとしましては、先ほど言いました第2子以降ということで、小学校就学前3年間ということになります。3歳、4歳、5歳ということになります。

それから、現在の状況でございますが、全体の対象者が288人、世帯で273世帯ということになります。

それと、支払いの関係ですが、第1回目をこれは定額給付金と同じく足並みをそろえておりまして、第1回目が4月28日、銀行系、ゆうちょ銀行につきましては5月1日に振り込みをするということになります。

申請を今受けておりますのが270世帯288人中、あと未申請世帯が4世帯ほどございます。これらにつきましては、全部電話連絡等がつくことが判っておりますので、また再度確認をしてみたいというふうに思っております。

○楠木園 洋一議員

同じく繰越明許費ですけど、地域活性化・生活対策交付金、何件ぐらい今まであったのか、申

請が。それと耐震業務を全部されるのか、小中学校、幾らぐらいされるのか。

○財政課長（二階堂清一君）

繰越明許費の関係でありまして、7款商工費の関係の地域活性化の関係であります。これは2次補正で組んだ事業が総事業費で4億5,000万ぐらいだったわけですが、そのうち2億9,400万円を事業、繰越明許費として設定するものであります。

主には、景観整備チームの賃金ですとか、それから、道路改良工事に伴うものですか、そういったものが主なものであります。

また、耐震の関係につきましては、この2次補正で計画しましたのが、小学校の校舎が3校、それから、中学校の屋体が2校というふうになっております。それもあわせて調査は済んでいるわけですが、県の審査会、審議会が1年間に何回かしか開かれないと、だから、それに間に合わないから、どうしても繰越明許費を設定したということでもあります。

○平八重光輝議員

定額給付金についてお尋ねいたします。

申請手続が約91戸とおっしゃったですか、進んでるということなんですが、あとの8戸なり9戸の方で、高齢者で手続の仕方が判らんとか、あるいはここまで手続に来れないというような方はないのか、その辺はお調べでないでしょうか。そういう方がいらっしゃるのであれば、こちらから出向いて行って、手続をしてあげるぐらいのことも必要ではないかと思えます。

それと、前の議会でDV被害者の話が出まして、対応はとらないと、対策はしないという回答があったようですが、そういう申し出があったものかどうか、あったとすれば、その対策はとられるおつもりかどうか、お尋ねいたします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この9戸ほどの申請がまだ手続中、もしくはされていない部分でございますが、統計をとっておりまして、65歳以上のところで申請済みで処理済みの部分が95戸あるようであります。あと5戸ぐらいがまだ手続、もしくはまだ未申請といったようなことで420件ほどあるようでございます。

これにつきましては今後状況を見ながら、高齢者等でそういった手続等ができていない部分等がある部分につきましては、また今後対応をしてみたいというふうに思います。

それとDV被害の関係ですが、これは先の議会でも説明を申しましたが、DV被害そのものについては表面化した部分、顕在化した部分につきましては、警察署が対応をされる部分でございます。そういった案件が福祉課のほうでとらえている部分がないと、警察署に問い合わせいたしましても、そういった部分がないというようなことでございますから、DV被害でのほかの自治体がやっているような対応をとらなければいけないような案件というの、今のところないというところがございます。この部分をどういった対応するかといったようなことにつきましては、今後状況を見ながら、そういう対応をせざるを得ないといったようなものが出てきた場合につきましては、また内部で検討を進めてみたいというふうに思っております。

今のところはそういった実態がございませんから、これに対応をして準備をするという部分が現在のところそういったところまでまだ行ってないといったようなことでございます。

○平八重光輝議員

申請についてはぜひ調べて、どうしても来れないという方もいらっしゃるし、私の近辺でも80、90になって、なかなかそういう手続もとれない、行くこともできないというような方もいらっしゃるようですので、そういう方についてはこちらから出向いて行って手続をしてあげるぐらいの住民サービスをお願いしておきます。

それと、DV被害、警察のほうに届けがあるかないかもですが、本人からの申し出があったかどうかをちょっとお尋ねしております。なければ結構なんです、あったときの対応を、あったときというか、なければ結構です。

○企画広報課長（中村 慎一君）

今回の定額給付金に関しましてDV関係での相談というのは、今のところございません。

ただ、別居をしているとか、それから、その他の事案で、非常に複雑な事案で、問い合わせというのが2件ほどございました。

ただ、これを見てもDVであるといったようなことがちょっと認定できないのではないかと、非常に難しい案件でございますので、そういった部分につきましては、今のところないという判断をいたしてるところでございます。

○平八重光輝議員

少し認識が違うんですけども、警察が認めたとかということだけではなくて、本人と一緒に住みたくない、住みたくないというか、住所等についても教えたくないというような案件につきましては、DVの一つだというふうに理解していただいて、本人の申し出がなければいいんですよ。申し出があった場合は十分検討していただきたいということです。

○麥田 博稔議員

私も定額給付金について、今のことでちょっと関連するんですけども、結局、町長にお伺いしたいんですけど、3月議会の対応のときには、先ほど平八重議員からあったように対応しないというような話だったんです。

だけど、私は人数が今2件とか、少しはという話もありますけれども、これは一般財源を持ち出さないかんというような話だったんですが、国から来ないから。2、3件だと対応をしても、1人1万2,000円、大人の場合、子ども2人連れとなっても、そんな大きな額じゃないと思うんです。だから、基本的な考えを町長はこの件に関してどのようにお思いなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、商工費の中の緊急的に生活対策とか地域活性化とかあったんですが、いろいろ募集をされまして待遇のいいとか、そこはいっぱいだったんですけども、悪いところは応募もなかったというようなことですが、実態がどのようになったのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、小中学校の耐震についてですけども、一応調査は済んだと、国のほうにおいては今度の緊急のああいふ経済対策で、2カ年間で学校の耐震化を進めたいというような話も新聞記事等には出てるようですが、本町としては調査は済んでますけれども、まだ完全にそこまでいってないと思うんですが、どのような対応を今後とっていかれるつもりなのか。

財政との問題もありますし、それから、学校適正規模等検討委員会との問題もありますけれども、学校は、特に体育館、教室については、もし一たん平成9年みたいな地震があるとか、いろんなことがありますと、町民の避難場所になったり、そういうことに使う確率が高いですので、その辺の基本的な考えをどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

ドメスティック・バイオレンスの関係の対応についてでございますが、先ほど関係の課長がお答えしましたとおり、現実にこれに該当すると、明確に言える案件にまだ資していないということですから、もしそのような事態があれば、当然国の場合は2月1日基準の住民登録によって、いわゆる世帯主に払うということでございますから、いわゆる離婚をして、あるいはそういう暴力を受けたことによって別居をしているというようなことが明らかになれば、その辺の対応

については町もおっしゃるとおり、大きな金額ではございませんので、そのような対応はできると思っております。

ただ、その辺の判定がなかなか実態としては今もありましたとおり、これに該当するのかがというのが明確ではありませんので、さらに調査した上で対処してまいりたいと思っております。

○商工観光課長（前田 淳三君）

緊急雇用の対策の関係でございますけれども、緊急雇用の関係にありましては7職種、採用が20名ということでございまして、46名の応募がございました。

応募者の内訳といたしましては、解雇によるもの、これが29名、退職退社によるもの11名、その他が6名ということになってるようでございます。

その中でも、公共施設等維持管理作業員につきましては、採用11名に対しまして25名の応募がございました。3月の採用で5名、それから、4月採用で6名を採用したところでございます。

なお、ほかの職種にありましてはそれぞれ所管課の課長のほうで面接で対応をいたしております。

○財政課長（二階堂清一君）

学校の耐震化の話であります。20年度の1次補正、2次補正で予算化して耐震調査をしました建物は、屋内体育館で4校分です。それから、校舎で4校分が調査を補正予算でやっております。当面危険とされる建物、屋体については調査を終えたこととなりますが、判定委員会の結果なりを待って、耐震補強設計を組むのか組まないのかということになってまいります。

その話になりますと、今政府の方で21年度の1次補正の編成が急がれておりますが、そういった中で、仮に耐震設計まで組めるのであれば、この際、組んでいきたいというふうに考えております。部内でももう少し詰めていきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

商工費に関連してもう一点ちょっとお伺いしておきますが、中小企業の緊急保証制度というものもあって窓口もできているようですけれども、町内の大手というか、京セラ関係の下請、それから、日特関係の下請、非常に仕事が減って困っているというような話を聞くんですけれども、そして、従業員の方も削減されて、一生懸命経営努力はされていますけれども、その辺の状況がどのようなになってるのか。

年度が変わってもそういう厳しい状況が続いているのか、その辺が判れば、商工観光でもいいですし、定住促進室でもいいんですけれども、お知らせを願いたいというふうに思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

確かにこの経済状況によりまして、町内の産業すべてが影響を受けたという実態がございまして。

先般、日特の工場長さんがお見えになったわけですが、従来の平準化した生産の個数からいきますと、大体70%程度回復しているというようなことでございまして、ただ、これも継続的に受注ができるわけではないと、品物によっては依然として低迷しているというようなことでございまして、全体的には70%程度というふうに聞いております。

ただ、あわせて京セラ関連がございまして、本町は、京セラ関連につきましては、ほとんどが大体90%程度に回復しているというふうなお聞きをいたしてるところでございまして。

○米丸 文武議員

私は4ページの6款、農業水産費の中で、有害鳥獣対策事業の105万についてお尋ねをしたわけですが、これまでも有害鳥獣のいろんな被害で、農家の方々は生産意欲が本当にそがれているというようなことで訴えてきておりましたが、この内訳についてちょっとお示し

をいただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

105万円の有害鳥獣対策事業費でございますが、これについては21年度に使う前倒し的な考え方で、町単で毎年対応をしておりますシカ1頭当たり、1電柵5万円の20基ということで計上させてもらっております。

○米丸 文武議員

これが時期的にどういう過程でこれを繰越明許としなきゃならなかったのか、その点についてはどうなんですか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

昨年12月に地域活性化・緊急安心安全総合対策交付金ということで、国のほうからそういう交付金があったわけですが、これについては毎年町単独で、有害鳥獣対策については力を入れておりまして、その分を前倒しでもらって、21年度の町単独に活用しようということで計画したところでございます。

○内之倉成功議員

今の関連ですけれども、今回農村地帯を回ったんですけれども、今の有害鳥獣関係の対策というのが何かおくれるんじゃないかという形を受けたわけですけれども、先ほどあれがありましたけれども、梅なんかについても、梅は猿なんかは来ないということで梅が増えたんだと私は聞いておったんですけれども、最近は完熟の梅という形の中で、落ちた梅を商品にしていくんだという話を聞いておったんですが、最近は落ちた梅を猿が望んでいるという形で、ほとんどあれにならないという話を聞くんですけれども、そこいらの対策というのは今後考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

当初植えるときは、梅は猿が食べないということでしたが、完熟すると桃と同じ香りがするわけですし、ただ、量的に猿が食べる、梅のほうは量が多いですから、猿が食べる量と比べると、来ることは来ますが、それほどの被害はないと。

それよりも葉を食べるシカのほうの被害が大きいということで、今までは猿については花火で対策をしてたんですが、花火が今免許を取らないと使えないということで、そこら辺の苦労はされておりますけれども、免許取ればできるんですが、免許を取らないと花火も使えないということで、おどすことができないということで苦慮してるんですが、今後これについても検討していきたいと考えております。

○内之倉成功議員

関連ですけれども、猿害対策というのは今後ここではとにかくどうしようもできないという状況であるということと、それから、泊野地区、平川、それから、柵野地区、ここいらの関係では、とにかく個人では、シカ対策なんかも対応できないと、何か全体的なものとしてやる方法はできないのかという、住民からの物すごい要望があるんですけれども、ここいらの問題。

例えば、薩摩地区の何ですか、熊田の奥の辺に行くと、対策として共同でずっと柵をしてあるんですけれども、何かそういうような形の対策というのは今後とらない限り、ここではどうしようもできないと、高齢化の中で心配されてるわけですけれども、ここいらの問題は今後の課題として検討されていく考えがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

鳥獣害対策でございますが、おっしゃいますように非常に増えてきているというのは事実でございます。国が出しました特措法の中で、昨年度は内容等についてそれぞれ検討してみましたけ

れども、年度が始まりまして特措法については被害防止計画を早速取りかかるということ、今準備をいたしております。

そういう中で、電柵等についても、特措法の中で該当するものについてはそういうことでやりますし、ただ、駆除については猟友会、駆除隊だけで行うというのは、駆除隊も非常に年齢が高齢化しながら減ってきているのは事実でございます。そういうところで、駆除隊を含めながら、地域とも検討しながら、この駆除についてはやっていかなければならないというふうに考えております。

ただ、1頭当たり6,000円、捕獲奨励金を出していたものを2,000円、新年度予算で上げておまして、1頭当たり8,000円ということで、捕獲についてもそれぞれ十分とはいかないまでも喫緊の課題ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○内田 芳博議員

関連してですが、今お二方の方々が疑義を申されたわけですが、今回の選挙の折に農村地を見て回り、また、非常に苦情というのは現実的に非常に被害が厳しいと、これをどうかしてくれというのが本当の熱情であって、執行部の皆さん方も努力されていることは現実的に判りますけれども、シカにこの対策をするには、今以上の対策をしない限りは、この解消というのはできないと思います。

もう少し内容を厳しく、そしてまた実現の幅を大きくして、そして、農家の皆さん方が行政がとる対策に対して満足するような対策をとっていただきたいと、これが切なる農家の住民の皆様方の要望でございます。

あなた方のところにも着いてきていると思いますけど、この点について、今以上厳しい内容の中で対応ができるものか、現状のままでしかできないものか、これをしっかりと御答弁をいただきたいと。そして、私たちも農家の住民の皆さん方に行政のあなた方が申される答弁を伝えなければならぬ義務がございますので、この点をひとつよろしく願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの鳥獣被害の問題につきましては、私もすべて町内を回る中で、そういう農村部の皆さん方の大変な被害を受けてるというお声もじかに聞いて回っておりますので、とにかく緊急の課題として、この辺の鳥獣対策については今もありましたとおり、地域によっては事業によってフェンスの工事もできる場所もあります。

地域では、そういう形を取り組もうという、意欲のあるところについてはその辺の事業の採択もできるかと思いますが、それ以外については町単なり県単の防護柵等の設置も計画がありますので、今まで非常に予算的な確保というのが難しかったわけですが、こういう、いわゆる国の補正等も活用しながら、できるだけ要望にこたえる形で努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第43号から議案第45号までの議案3件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号から議案第45号までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」から「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」までの議案3件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」から「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」までの議案3件については、いずれも承認されました。

△日程第15「議案第46号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「議案第46号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、麥田博稔議員の退場を求めます。

〔麥田 博稔議員 退場〕

○議長（中尾 正男議員）

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第46号 さつま町監査委員の選任について」であります。さつま町監査委員のうち議員の中から選任する監査委員として、麥田博稔氏を選任するものでありまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案第46号を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第46号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第46号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

麥田博稔議員の入場を許します。

〔麥田 博稔議員 入場〕

△日程第16「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第16「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち福満隆徳氏が平成21年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに東修一氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

同氏の経歴等については、総務課長から後ほど説明させますが、同氏は県の教育委員会の課長職の教育行政経験、あるいは学校現場での校長等の豊富な経験をお持ちでございまして、福満教育長同様、本町の教育振興に大きく貢献していただけるものと期待をいたしているものであります。

同氏を同意いただきますと、御夫婦とも本町に居住をしていただく予定になっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

1点だけお伺いをしておきたいと思えます。居住地の問題は、先ほど町長の説明の中で、もし認められたら町に居住していただくということで納得するんですが、経歴を見ましたときに10年、12年、15年、県の教育委員会におられたわけです。

そのころ、高校再編が問題になりまして、いろいろ再編されたわけですが、私たちのまちも学校適正規模等検討委員会を設置されまして、6月には答申を出すということになっています。

その辺の考えをどのような基本的な考えをお持ちなのか、お伺いされてたら聞いておきたいというふうに思えます。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの質問についてでございますけれども、それぞれこれまでの経歴等について東氏がそれぞれの学校あるいは教育現場で取り組んでこられたことについては把握をいたしておりますけれども、今後のその辺の対応についてはまだ具体的に話は承っておりません。

○麥田 博稔議員

この件は、本人に質さないと判らないことかもしれませんが、私たちのまちにとっては非常に大きな問題であります、学校の適正規模検討委員会は。

というのは、やはり小学校、中学校合わせて3億ぐらいの物件費を使っているわけですが、ただ小学校等については非常に地域とのつながりが強いと。先の南日本新聞の報道等によりますと、小学校が通学距離4キロ、中学校で6キロとかそういう話があったんですが、スクールバスを出せば結局、国の方針としては1時間位を通学圏にしたいとか、そういう話があるんです。

高校の場合は、適正規模を1学年5学級から8学級ということにして、宮之城高校も宮之城農業高校も再編されて5クラスになっているわけですが、

やはり、小・中学校の統廃合については私たちは、前の議会のときから慎重に、そして早くしないとまずいと。

というのは、国が指針を8月ぐらいには出すと言うようなことですから、夏までには。となりますと先ほど言ったように、1時間圏内をすとなりますと私たちのまちの中学校なんかはもう1校でいいと。極端に言うのですね。小学校につきましてもそういう話があると思うんです。

ですからその辺は、慎重にやりながら、そして地域の活性化となりますと、まだほかにもいろいろ小学校がなくてもできる問題は多々、公民館制度の改正とかいろいろあると思うんですけれども、この辺は慎重に、そして大胆にというか、いろいろありますので、その辺はまた町長もいろいろ教育行政には手を出せないというようなあれももありますけれども、やはり今後のさつま町の大きな問題だと思えますので、いろいろお話しをされながら慎重な対応をしていただきたいというふうに思えます。

○町長（日高 政勝君）

学校適正規模化の問題については、現在、当教育委員会のほうでも検討委員会が設置をされておりまして、じきに検討委員会の結果がお示しになるかと思っておりますけれども、文科省のほうでもこの辺の取扱いについては一定の方針を持って望んでいきたいというようなこともあるようですから、その辺も踏まえながら。

おっしゃるとおり、小学校の問題、特にこの小学校については地域との密着性が非常に強いし、この辺の問題については慎重かつ地域の皆さん方と十分な話し合いをする必要があると思っております。

ただ、保護者の皆さん方の考え方というのがあるかと思っておりますので、子どもたちの教育にとってどうあるべきかというのがあるかと思っておりますので、その辺のところも含めて総合的に判断をしていく必要があるかと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第47号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第17「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第17「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち山下喜美子氏が平成21年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

同氏については、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならないという、いわゆる同法の規定がございますので、この規定に基づいてお子さんを学校に通わせている保護者という立場で任命をしようとするものでございます。現在、小学生、中学生、高校生をお持ちでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第48号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第18「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

日程第18「議員派遣の件」についてを議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。
お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第19「閉会中の継続調査について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第19「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第4回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 新 改 秀 作